

こども医療費 受給資格通知書を受けた方へ
(一定以上所得者)

小学4年生から中学3年生までの医療費助成制度について

丹波篠山市では平成28年7月から、小学4年生から中学3年生までのお子様に対する医療費助成について、入院にかかる所得制限を撤廃します。

ただし、通院については所得制限があるため、一定以上所得のある方については医療費受給者証の交付がありません。

入院された場合の医療費助成は償還払い(申請により払い戻し)となりますので、医療機関では通常どおりの支払い(3割負担)をしていただき、後日市役所にて払い戻し手続きをしていただくこととなります。

なお、通院については所得制限を超えているため助成はありません。

(負担額の詳細)

通院	3割負担(こども医療費の助成なし)
入院	0円(ただし、払い戻し申請による償還払いのため、医療機関等の窓口では3割負担となります)

○払い戻し申請に必要なもの

- ・医療機関等の領収書
- ・健康保険証(お子様のもの)
- ・口座番号がわかるもの(保護者様名義)
- ・印鑑
- ・高額療養費等の支給証明書等(※高額な医療費を支払った場合、ご加入中の健康保険から医療費の一部が返還されることがあります)

入院したら、こども医療費払い戻しの申請を忘れずにしてね。



○申請窓口

丹波篠山市役所医療保険課(本庁舎1階⑤窓口)、または 各支所

○お問い合わせ

丹波篠山市役所保険福祉部医療保険課 電話 079-552-7103(直通)